

がんばろう川崎町 ReBorn! 商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の流行等の影響による物価の高騰に直面する町民の経済的負担に留意し、がんばろう川崎町 ReBorn! 商品券（以下「商品券」という。）事業を行うことにより、迅速かつ的確に家計への支援を行うとともに、川崎町（以下「町」という。）における個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図る。

2 本事業の実施に関しては、この要綱の定めるところによるものとする。

(実施主体)

第2条 商品券事業の管理及び運営は町が行うものとする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和5年6月20日から令和6年3月31日までとする。

(町の責務)

第4条 町は、商品券事業に必要な運営管理を行わなければならない。

(発行枚数及び総額)

第5条 商品券の発行枚数は、80,000枚とし、発行総額は、80,000,000円とする。

(商品券の種類)

第6条 発行する商品券の種類、枚数は、1,000円券5枚綴りを1冊とする。

(券面表示事項)

第7条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 金額及び使用期間
- (3) 釣り銭の取り扱い
- (4) 紛失、盗難等の免責
- (5) 偽造防止のための通し番号

(対象者)

第8条 商品券給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和5年8月1日時点において町の住民基本台帳に記録されており、引き続き住民登録のある者とする。

(使用期間)

第9条 商品券を使用できる期間は、令和5年11月1日から令和6年1月31日までとし、その期間を経過した商品券は無効とする。

(使用制限)

第10条 次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、商品券の使用対象外とする。

- (1) 土地、家賃、地代、駐車料等の不動産への支払いに関すること。
- (2) 商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性

の高い物への支払いに関すること。

- (3) たばこ事業法における製造たばこの購入への支払いに関すること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業への支払いに関すること。
- (5) 遊技場等への支払いに関すること。
- (6) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等への支払いに関すること。
- (7) 国や地方公共団体への公租公課の支払いに関すること。
- (8) 公序良俗に反するものの支払いに関すること。

(取扱店)

第11条 商品券を使用できる事業所は、取扱店の登録をした事業所（以下「取扱店」という。）とし、町内の事業所でなければならない。

(取扱店の登録)

第12条 商品券の取扱を希望する事業者は、がんばろう川崎町 ReBorn! 商品券取扱店申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が取扱資格を有することを確認し、登録すべきと認めるときは、当該申請者ががんばろう川崎町 ReBorn! 商品券取扱店登録証（様式第2号）を発行するものとする。
- 3 取扱店は、商品券の取扱を中止しようとする場合は、がんばろう川崎町 ReBorn! 商品券取扱店中止届出書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 取扱店は、前項の届出をする場合は、第2項に規定するがんばろう川崎町 ReBorn! 商品券取扱登録証を返還しなければならない。

(取扱店の責務)

第13条 取扱店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 給付対象者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行うこと。
- (2) 登録事項に変更があったときは、速やかに届出すること。
- (3) 登録店ポスターを給付対象者の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに町に申し出ること。
- (5) 商品券の交換、譲渡、売買、再使用はしないこと。
- (6) 町が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をすること。
- (7) 本要綱及び町からの指示を遵守すること。

(取扱店資格の喪失等)

第14条 前条の各号に反する行為を行ったとき、または町が取扱店として適当でないと認めるときは、必要に応じて換金の拒否、取扱店登録の取消し及び損害金の請求を行うことができる。

(換金期間)

第15条 換金期間は、令和5年11月7日から令和6年2月13日までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第16条 換金業務は、町長が別に定める日時に指定した換金会場で行うものとする。

2 取扱店は、換金手続きをする際には、裏面に事業所名を記入した商品券、商品券口座振込登録書及び必要事項を記入したがんばろう川崎町 R e B o r n ! 商品券換金請求書(様式第4号)を提出するものとする。

3 町は、第1項で規定する換金業務を行った日の翌週金曜日に、届出のあった金融機関口座へ換金額を振込むものとする。ただし、年末年始や祝日等により、振込みが困難な場合は、支払可能な最短の日に換金額を振込むものとする。

(釣り銭)

第17条 取扱店は、商品券の額面に満たない使用があったとしても、釣り銭は支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第18条 給付対象者の過失による商品券の盗難、紛失及び滅失は、給付対象者の責務とする。

2 取扱店が給付対象者から受け取った商品券の盗難、紛失及び滅失をしたときは取扱店の責務とする。

3 町の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は町の責務とし、損害の補填をするものとする。

(商品券の破損等)

第19条 破損した商品券は、全体の3分の2以上が残っていれば商品券とみなす。

(不正使用の損害)

第20条 偽造等の不正使用により本事業に損失を与えたときは、不正に使用した者に損害金の全額を請求するものとする。

(その他)

第21条 本要綱に定めるもののほか、商品券事業の実施に伴い必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。